慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米國各州法制上に於る市の分類について
Sub Title	
Author	島田, 久吉(Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.1 (1937. 4) ,p.141- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370411-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米國各州法制上に於る市の分類について

島田久吉

はしがき

我が國に於るが如く割一的な市制を採用してゐる處では法制上に於る市政の研究は甚だ簡單であるが米國の如く市に關する法制が各州によつて甚しく相違し且つ市政組織の一樣でない處では市政の研究は頗る面倒である。これは一方に於て都市自治制の大本を規定する即ち『市制』に當る city charter ——通常、市特許狀あるひは市憲章と呼ばれる——について州政府が各市に對して夫々、特別の法律を以て charter を制定する制度と(special charter 特別市制)市に階級を設けて同級の市に對しては一般州法の規定を一樣に適用する制度と、市制選擇法(optional charter law)によつて市制の選擇を爲さしめてゐる制度と(optional charter 選擇市制)市自ら制定し得る制度(home rule system 自主市制)——とが並び行はれてゐるのと、他方に於て市政形態に少くとも市長市會型(Mayor-council plan)市委員會型(city commission plan)市支配人型(city manager plan)の三大型式が行はれてゐる事情から來てゐる。本稿は各州別によるとく大體の分類をなして米國市政の研究の一資料とせんとする目的をもつて物したものである。猶本資料は主として、G. C. S. Benson, M. S. Benson 編著の Legal classification of cities by states, The municipal year Book 1935 所載に據つたものである。

一

(一)各州法制の類型　市政に對する各州の法制はその不同甚しく殆んど之を類別することは不可能に近い。しかし乍ら便宜上ここに極く大體の類別を試みて見度い。先づ最も形式を等しくしてゐるのは新英蘭の六州で支配人制に關する誠に僅少な任意規定を除き從來の town-meeting plan を墨守してゐる、マサチューセッツ州以外の五州に於ては市制に關して殆ど關心を持たず凡て特別市制(special charter)を以て市政を施行してゐる。またアリゾナ、カリフォルニア、コロラド、メリーランド、ミシガン、ミネソタ、ミスーリ、ネブラスカ、ニューヨーク、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴァニア、テキサス、ユター、ワシントン、ウキスコンシンの十七州は其の憲法に(home rule)自主市制規定を入れてゐる。故に多少とも一範疇をなしてゐる。アイオワ、カンサス、マサチューセッツ、モンタナ、ニュー・メキシコ、ニュー・ジアーシー、ノース・カロライナ、ノース・ダコタ、オハイオ、サウス・ダコタ、ヴァーヂニア、ウキスコンシンには精細な選擇市制(optional charter)の規定が存在してゐる。是等の州は總ての市に對して市制の三大樣式の一を採用すべき選擇權を與へてゐる點に於て一の範疇をなしてゐる。また或る階級の市に限つて、之の選擇の自由を認めてゐる州がある。アルカンサス、アイダホ、イリノイ、ケンタッキー、ルイジアナ、ネヴァダ、サウス・カロライナ、ワイオミングの如きが之であつて、大體ではあるが之また一の範疇と云へよう。更に大體に云へば市を嚴格に分類して自由選擇の余地を殆ど與へてない州がある。アラバマ、インディアナ、ミシシッピ、ペンシルヴァニア、ワシントンが之に屬する。最後に全部、特別市制によつてのみ市を監督してゐる州がある。デラウェーア、メリーランド、フロリダ、ヂョルヂア、テネシー、ウエスト・ヴァヂニアが之である。之の六州と市に嚴格なる分類を設定してゐる州とに於て市憲章(city charter)の制定の自由が最も制限

せられてゐると云つて差支あるまい。但し是等の州に於て市政の形態が一番非進歩的であるか否かは別問題である。

(以上の分類中、同一の州が各〻別個の範疇に重複してゐるのは市の階級によつて其の法則に差違がある爲である。)

(二)憲法の禁止事項　四十八州中四十州の憲法は、自治體を設立せしむる爲の特別の立法もしくは其の市制の修正に關する立法を禁止し、州法律一般の規定による設立を要求し、或は特別の立法に對して豫防規定をなしてゐる。マサチューセッツ、モンタナ、ペンシルヴァニアの三州は市の政體に關して住民の同意を必要とする憲法上の規定を存してゐる。殘余の州は特別市制を禁止してはゐないが、其のうち若干の州は分類制度と一般州法律を以て市を律してゐる處がある。しかし概して云へば特別市制を禁止してゐない州は分類制度を有してゐない。但し之にも例外があり、インディアナ州は其の著い例である。

(三)人口による分類　人口による分類の基礎は州によつて各々相違してゐる。カネクティカット、デラウェーア、ヂョルヂア、メイン、メリーランド、ニュー・ハンプシア、ノース・カロライナ、ノース・ダコタ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・カロライナ、テネシー、テキサス、ヴァーモント、ウェスト・ヴァヂニアに於ては町と市の間に人口に基く區別の規定なく、また市に階級を附してゐない、ある州に於ては自治體の設立についての最少限度の人口要件を附してない處すらある。アリゾナ、フロリダ、イリノイ、ルイジァナ、マサチューセッツ、ニュー・メキシコ、ニュー・ヨーク、オハイオ、オクラホマに於ては町と市との間には人口の區別を附してゐるが市には何等の分類を置かない。またアルカンサス、コロラド、アイダホ、ネブラスカ、ヴァーヂニアの諸州は市を一級二級に區別してをり、インディアナ、カンサス、ケンタッキー、ミネソタ、ミスーリ、モンタナ、ペンシルヴァニア、サウス・ダコタ、ニュー・ジァーシー、ワシントン、ウキスコンシン、ワイオミングは三級もしくは其以上に分類し

てゐる。ミシガン、カリフォルニア、アラバマの三州も以上に屬してゐると云へる。

次に市として認めらるるは幾何の人口あれば足りるか、即ち最少限度の人口に關しても各州區々である。即ちカンサスに於ては二千人、ミシガンに於ては三千人、インディアナ一萬人、アイダホ一萬五千人の如き其の一例である。

(四)市長市會制　次に市政形態の問題に轉ずれば先づ第一に最も多く行はれてゐる市長市會制について各州の特徴を選別しなくてはならない。此の制度は米國に行はれてゐる市政の三大形式中もつとも古いもので、また各州の法律も之について一番精細に規定してゐる。先づ市長の地位であるが、最も多い規定は市長は市會を司會するも、票數同點の場合のみ投票を行ふと云ふ規定である。また人口の程度によつて異つた市政を施行してゐる處では、大都市に於ては市長を市會から切離して所謂る權力分立を强調してゐるのが普通の傾向である。大低の州は市長に否認權を與へてゐるが、之を無効たらしむるには市會の三分の二以上の票決を以てするのが多い。また一般の原則としては小都市の市長には否認權を認めない。更にアリゾナ、ユタ、サウス・カロライナ、デラルヂアに於ては市長の否認權に對する州法の規定がない。小都市の市長に否認權を與へてない理由の一は、小都市に對しては委員會制を規定してゐる州が多いことと、も一つは小都市に於ては市長は市會の一員であるから否認權を必要としない爲であらう。市長の否認權を無効たらしむるに必要な票數の割合が人口の程度によつて相違する處では人口の少い都市ほど少くなつてゐる。カリフォルニア、コロラド、カンカス、ミスーリ、ネブラスカの如きが之の例である。また大多數の州は歳出案に對して項目否認權を認めてゐる。概して云へば、大都市になるほど市長の否認權を重視してゐる。

市長及び市會の任期に關する州法の規定も州によりて甚しく違ふ。市長、市會とも任期を二年とするもの二十四州、四年とするもの六州、一年とするもの二州、兩者の任期の異るもの十三州であつて、之の十三州のうち、八州は市長の任期を二年、三州は四年、あと、三年と一年とするもの各々一州づゝある。また市會の任期としては之の十三州中、五州は四年、三州は二年、一州は三年、余の四州は任期を混合せしめてゐる。

(五) 市委員會制　少くとも三十州は市の全部もしくは一部に對して委員會制の採用に關する州法の規定を持てゐる。このうち或州は自主市制によつても或は州法の規定によつても、何れでも本制度を採用し得るとしてゐる。又、アリゾナ、コロラド、ミシガン、ミネソタ、オクラホマ、オレゴンに於ては自主市制の下に於て採用し得るものとなしてゐる。殘余の州に於ては概して特別市制によつて採用する事になつてゐる。また一群の市に對して本制度を强制してゐる州もあるが、一般は自由選擇にまかせてゐる。十四州は如何なる市に對しても本制の採用を許してゐるが、ある階級の市にのみ限定してゐる處では其の階級が人口千人の市より二十萬の市にまで及ぶ開きがある。しかし大體に於て、州政府の方針は本制度は人口千人以上五萬人以下の都市に適せるものとしてゐる樣である。

委員の數は一般に市長を含み三人もしくは五人である。小都市に對しては三人、大都市に於ては五人と云ふ州が多數である。一二の州に於ては四人或は七人としてゐる處もある。委員會制を採用する處では市長は市民の選擧によることを規定してゐる州が二十一州ある。之に反して委員の互選による州が五州あり、更に本制度に於ては市長の規定の持たない州が三つある。委員の任期についても州法の規定は不同である。約半數の州は四年制を採用してゐるが五年、六年、三年、二年の場合も發見せらるる。

(六)市支配人制　全部あるひは一部の市に對して本制度の採用を許してゐる州が二十八州ある。本制度に對する預

法の規定を有してゐゝ州のうちには又、自主市制を認めてゐる州があるから斯る州に於ては、どちらの方法によつても本制度を採用することが出來る。市制選擇法を有せず、そのため自主市制の下に於て採用し得る州が八州ある。人口の多少に拘らず如何なる市でも本制度を採用し得るとしてゐる州が十五で、人口によつて限定してゐる州でも其の人口は最少二千人より最大十五萬に及んでゐる。但し一定の階級の市にのみ本制度を許可してゐる州よりも全部の市に對して許可してゐる州の方が數が多い。

支配人は委員會あるひは市長並に市會によつて選任せらるる。本制度を採用してる市では市長は大低、名目上の市長であり殆ど否認權を有さない。本制度の下に於ては吏員の任命は支配人に委せられるのが普通である。併し、アルカンサス、イリノイ、オイオワ、モンタナ、ノース・ダコタ、オハイオ、サウス・ダコタ、ワイオミングに於ては高級吏員の任命は市會あるひは委員會が自ら當つてゐる。支配人の任期はその任命者の意志のままであるのが普通である。

二

〔アラバマ州〕

分類　人口百人より二千人迄の自治體を町とし(town)二千人以上を市(city)とす。市にCクラス・Dクラスの分類を設け(之の州に於てCDの兩クラスのみを設けたるは偏へに委員會制の規定を適用する目的によるのである)人口四萬人以上六萬七千人迄をCクラスとし二萬四千人以上四萬人迄をDクラスとす。

市長市會制　委員會制もしくは支配人制を有せざる凡ての市町は州法の規定によつて市長市會制を採る。人口六千人を超ゆる市に於ては市長は概して市會に議席を有せず隨つて投票權なし。六千人以下の市に於ては市長は市會

の議長たると同時に投票權を有す。市長は否認權を有し之を無効たらしむるには市會の三分の二の票決を必要とする。

委員會制　千九百三十一年の法律は人口四萬人以上六萬七千人以下の都市に對して委員會制を採用すべきを規定したが(但し之の規定の適用を受くるものは montgomery 一市に限る)同年この法律を改正して適用範圍を二萬四千人以上四萬人以下の都市にまで延長した。委員は三人とし其の任期を四年とす。また人口千人より四萬人迄の都市も本制度を採用して差支ない。但し其の場合は委員の任期を三年とする。猶已に千九百十一年に於て人口十萬人以上の都市(Birmingham 一市)に對しては本制度の採用を命じ他の都市に對しては別段の規定なき限り本制度の採用を隨意とした。之の場合に於ては全市民人口の三パーセント以上の署名を持てる請願と並びに市會の過半數の贊成を必要とする。委員會の議長を市長とし、委員會これを選出する。

支配人制　千九百二十七年に通過した法律によつて千九百二十年の人口調査に於て一萬五百人以上一萬五千人以下の人口を有する市は支配人制を採用することが出來るものとされた。(但し之の法律は Florence 市以下三市に適用せらるるのみである。)市長は市民の選出にかゝる。

〔アリゾナ州〕

分類　人口三千人以上の町は市會(common council)を選出し市となることを得。但し町に對する人口の最大限度はない。人口三千五百人を超ゆる市は市會の多數決を以て如何なる市制をも採用することが出來る。併し之には最も近く行はれたる市會選擧の投票數の二十五パーセント以上に該當する署名を列する請願を必要とする。斯くして

採用せられたる市憲章は知事に呈出せられ知事は當該市憲章が州憲法並に法律に抵觸せざることを證明する必要あり。

市長市會制　人口五百を超ゆる市・町は本制度を採用して差支ない。但し租稅を負擔する住民の三分の二以上の署名ある請願を以てするか、自主市制を以てするか特別市制を以てするかそのいづれでもよい。斯く任意に本制度を議決採用する場合は市長は市會の一員とし市會議員中より互選せらる。其れ以外の市に於ては市民の選擧にかゝる。市長は否認權を有せず。

委員會制　人口三千五百人を超ゆる市は本制度を採用することが出來る。

支配人制　右に同じ。

〔アルカンサス州〕

分類　人口五千人以上を一級市とし五千人以下千七百五十人迄を二級市とし千七百五十人以下を町とす。

市長市會制　委員會制もしくは支配人制を採用せざる市または町は本制度を採用することを得。一級市に於ては市長は單に市會を司會し票數同點の場合にのみ投票する。市長は否認權を有し三分の二以上の票數を以てするに非んば之を無効とする事を得ない。二級市に於ては市長は市會の一員であり、又、町に於ては市會議員たると同時に議長の職を行ふ。

委員會制　人口一萬八千より四萬に至る市は市民投票によつて本制度を採用することが出來る。市長及び委員二名とし任期は四年である。市長は市民の選擧による。

支配人制　人口二千五百より五萬に至る市は市民投票により支配人法の規定を採用することが出來る。之の規定は最も近く行はれたる市長選擧の有權者の二十五パーセント以上の署名ある請願を必要とする。この場合は四年の任期を有する七人の委員（directors）を置き市長を置かない。人口八千百人より九千人に至る市は市長並びに委員（commissioners）四名とし、二千五百より三千に至る市は市長及び委員三名とする。また人口五萬を超ゆる市は自主市制により本制度を採用する事が出來る。

〔カリフォルニア州〕

分類　市に二大別がある。即ち特別市制によつて存在するものと千八百八十三年に制定せられた General Municipal Corporations Act の規定に從つて設立せられたものとの二種である。之の法律は人口別に分類せる市に對して、劃一的な市制を規定せんとする目的をもてるものであつた。六階級の市を規定してゐるが現在この法律の下に設立せられた市は五級市並に六級市の二種に過ぎない。

市長市會制　Municipal Corporations Act によりて成立せる市は委員會制もしくは支配人制を採用せざる限り本制度を採用することを規定せらる。五級市並に六級市に於ては市長は單に市會の議長たるに止り市會の選出する處である。また特別市制によつて成立せる市は如何なる市制を採るも自由である。

〔コロラド州〕

分類　人口一萬五千以上を一級市とし二千以上一萬五千までを二級市とする。人口二千以上の市は如何なる市制

を規定しても差支ない自主市制を採用することが出來る。この場合この市制を總選擧にかけんとすれば知事選擧有權者の五パーセント、特別の市民投票にかけんとすれば同十パーセントの署名ある請願を必要とし、市憲章起草會議を召集して市憲章を起草する。

市長市會制　自主市制を採用せざる市は本制度の採用を規定せらる。一級市にあつては市長は市會を司會し票數同點の場合は投票を行ふ。但し經費に關係ある議案に對しては之の限にあらず。否認權を有す。市長の否認權を無効たらしむるには四分の三以上の投票を必要とする。二級市にあつては市長は市會を司會すると同時に市理事者の任命に關しては投票權がある。票數同點の場合に投票を行ふことと、否認權を有することは一級市と同じであるが、この否認權は三分の二以上の投票によつて無効となる。

委員會制・支配人制　人口二千を超ゆる市は自主市制に臨つて委員會制・支配人制いづれも採用し得る。支配人制を採用してゐるもの五市、委員會制を採用してゐるもの三市あり。

〔カネクティカット州〕

分類　自治體に關して何等の分類なく市に關する州法はない。故に市は特別市制によつて市政を運用する。曾ては一種の自主市制があつたが千九百廿九年に廢棄せられた。今日行はれてゐる手續きは州議會が特別の法律として市憲章を起草し市民投票にかけたる後効力を發生するのが普通である。

市長市會制　市長は一般に票數同點の場合のみ投票を行ふ。否認權を有するが市會の單なる多數決によつて無効となる。本制度を採用してゐる市の行政各部門は市長によつて任命せられる board によつて管理せらるるを常とす。

〔デラウエーア州〕

市部に分類なくまた自治體に關して何等の一般的な州法の規定はない。市は州議會の特別の議決によつて市憲章を下附せられる。かゝる市憲章の總ては從來修正せられて來たがその原條文も改正せられたものも共に法典化されてゐない。此の州に於て市は Delaware city 以下五市あるのみでその中 Wilmington のみが人口五千以上を有するに過ぎない。

〔フロリダ州〕

分類　有權者三百名以上の登錄あるところを市とし其以下を町とす。市に分類はない。千九百卅四年の州議會は州憲法の改正を行ひ劃一的市制を規定する權限を取得したが本州の都市聯盟は千九百卅五年の州議會に上申して二ケ年間いかなる制度をも採用せざるべきを要求した。現今行はれてゐる市憲章は特別なる州議會の議決を經て下附せられたものである。而して市民投票に附す場合と附せざる場合とある。

市長市會制　すでに各市の市憲章は州議會の個々の議決によつて賦與せらるるのであるから市長の選任方法その權限は市によつて各々相違する。市民の直接選擧によるところもあるし、市會により議員中より選出せらるる場合もある。

委員會制・支配人制　本制度に關する州法の一般的規定も自主市制の規定もない、然共、今日、特別市制によつて委員會制或は支配人制を採るもの相當多數あり。

〔ヂョルヂィヤ州〕

市に分類なし。市は州議會の特別の議決によつて市憲章を下附せられる。その採用に當つて市民投票に付すところと付せざるところとある。市憲章には如何なる市制を規定するも差支ない。人口五萬以下の市に於て市憲章を廢棄もしくは修正せんとする時は市民投票にかける必要がある。支配人制を採用してゐるところが十五市あるが市長市會制が普通である。市長は否認權を有してゐるが、投票權は票數同點の場合にかぎり行使せらる。

〔アイダホ州〕

分類　人口一萬五千以上を一級市とし千人以上一萬五千人までを二級市とする。

市長市會制　一級市にして委員會制もしくは支配人制を採らざるところでは本制度の採用が規定せられてゐる。市長は市會の議員にあらず、投票は票數同點の時のみに行ふ。否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制　人口二千五百を超ゆる市に於ては委員法の規定を採用することが出來る。之の場合は最も近く行はれたる選擧の有權者の廿五パーセントの署名ある請願と市民投票とを必要とする。又は特別市制を以て採用する。市長は市民選擧とす。

支配人制　人口二千五百を超ゆる市に於ては委員會制採用と同じ手續を以て本制度の規定を採用する事が出來る。

〔イリノイ州〕

分類　人口千人を超ゆる自治體は市となることが出來る。(但し之の州に於ては市 city 町 village 村 town は人口の多寡によつて分類せられてゐる譯ではない。故に人口六萬四千を有する Oak Park の如きは依然として町制を採つてゐる)

市長市會制　市制をとれるところでは市長市會制の規定を採用することが出來る。市長は市會を司會し票數同點の場合のみ投票を行ふ、否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。市長の任期は二年とする。

委員會制　人口廿萬以下の市に於ては本制度の規定を採用することが出來る。市長ほか委員四名とす。之の場合は有權者の十分の一以上の署名ある請願を俟つて市民投票にかける必要がある。

支配人制　人口五千以下の市は支配人制の規定を採用することを得。

〔インディアナ州〕

分類　人口三千人以上を市とし其以下を町とす、廿五萬以上一級市、三萬五千以上廿五萬以下二級市、二萬以上三萬五千以下三級市、一萬以上二萬以下四級市、三千以上一萬以下を五級市とす。

市長市會制　總ての市は本制度を採用することを規定せらる。一級市及び二級市に於ては議長は議員中より選出せられ市長には投票權なし。之に反して三、四、五級の市に於ては市長は議長の職を行ひ票數同點の時は投票を行ふ。市長は否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制　本制度に對する規定なし。

支配人制　本制度に對する規定なし。

〔アイオア州〕

分類　人口二千以上を市とし以下を町とす。二千以上一萬五千以下を二級市とし一萬五千以上を一級市とする。

市長市會制　州法によつて規定せられてゐるほか特別市制によつて採用してゐるところ二三あり。市長は市會を司會し票數同點の場合にかぎり投票する。否認權を有し三分の二以上の投票を以てするに非んば之を無効とするを得ない。

委員會制　市は有權者の廿五パーセント以上の署名ある請願並に之に關する特別の選擧を以て本制度に關する州法の規定を採用する事が出來る。二萬五千以上の市に於ては市長ほか委員四名とし二千以上二萬五千以下の市に於ては市長ほか委員二名とす。

支配人制　市は有權者の廿五パーセント以上の署名ある請願につゞいて市民投票にかけたる上この制度に關する州法の規定を採用することが出來る。猶、人口二萬五千以下の市にして委員會制を採用してゐないところでは市條例によつて本制度を採用することを得。市長は市會により市會議員中より選出せらるる。

〔カンサス州〕

分類　人口一萬五千以上を一級市とし、二千以上一萬五千以下を二級市とし二千以下を三級市とする。市は成立

と同時に自動的に市長市會制を採用するが、其の後は委員會制もしくは支配人制を採用して差支ない。

市長市會制　市長は議長の職を行ひ票數同點の場合のみ投票する。否認權を有す。市長の否認權を無効たらしむる爲には一級市にあつては四分の三、そのほかの市にあつては三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制　市は市民票投によつて本制度を採用することが出來る。

支配人制　委員會制を採用してゐる市は市民投票によつて州法の規定する本制度を採用することを得。また二級市及び三級市にして市長市會制を採用してゐるところでは市民投票によつて市條例を以て支配人の任命を規定することが出來る。但し之の場合は市長市會制の他の本質は之を保持するを必要とする。

〔ケンタッキー州〕

分類　人口十萬以上一級市、二萬以上十萬以下二級市、八千以上二萬以下三級市、三千以上八千以下四級市、一千以上三千以下五級市一千以下六級市の六級とする。如何なる市も州議會の議決によらずんばその級をかへるを得ない。其の爲め人口と階級の一致しない市が多數存在する。

市長市會制　次項に記す委員會制もしくは支配人制を採用する場合を除き總ての市は本制度を採用することを規定せられてゐる。一級市及び二級市に於ては市長は市會の一員に非ざれども三、四、五級の市に於ては市會を司會し票數同點の場合は投票を行ふ。一級市より四級市までの市に於ては市長は否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制　一級市を除き他の市は市民投票によつて本制度を採用することが出來る。市長は市民選擧とす。但し

五級市、六級市に於ては委員の互選とする。

支配人制　二級市及び四級市は本制度に關する州法の規定を採用することを得。市長は市民選擧とする。

〔ルイジアナ州〕

分類　人口五千人以上を市とし千人より五千人迄を町(town)とし百五十人より千人迄を村(village)とす

市長市會制　New Orleans 市及び人口七千五百以上の市にして委員會制あるひは支配人制を施行してゐる市を除き總ての市は aldermic plan を採用す。市長は市民の選擧にかかり凡ゆる會議を司會し、票數同點の際は投票を行ひ又否認權を有す。市長市會制を採用せんとする時は二十五人以上の不動產自由保有者の請願ある後、市民投票にかけて決定する。

委員會制　New Orleans 市を除き人口七千五百以上の市は有權者の二十五パーセント以上の署名ある請願について特別の選擧を行へば本制度を採用する事が出來る。(New Orleans 市は特別市制を以て本制度を施行してゐる)人口二萬五千までは市長ほか委員二名とす。また人口五千以上の市にして市民投票を以てする時は本制度に關する州法の規定を採用することが出來る。之の場合は委員五名とし其の任期は四年である。

支配人制　本制度を採用せんとするには最も近く行はれたる市長選擧に際して投票せられたる票數の三分の一以上の署名ある請願を必要とする。支配人は市民の投票により解職(Recall)せらるるものとす。

〔メイン州〕

分類　人口による市の分類なし。市憲章は州議會の議決によりて賦與せらるるけれども之の實施に先ちて市民選擧にかけるを普通とする。九の市は市長のほか一院制の市會（board of aldermen）を有するが Augusta, Bath, Biddeford, Waterville の四市の市會は二院制を採用してゐる。

市長市會制　市長の權限に關する規定は市によつて著しく相違してゐる。例へば Augusta 市は兩院制の市會を採用してゐるが任命權は市長にある。他の市に於ては概して任命權は市會市長兩者によつて共同に行使せられてゐる。支配人制を採用してゐる市を除き市長は否認權を有す。

支配人制　本制度を採用せんとする市は州議會より特別市制を取得する必要がある。この市憲章は市民投票にかけられる。

〔メリーランド州〕

市に分類なく又、市制の選擇に關する何等の規定がないと同時に、町と市との間にも區別なく其の成立についても何等の人口要件なし。凡て州議會の賦與する特別市制に依る。但し Baltimore 市のみは完全なる自主市制を享有してゐる。多數の小都市は President と town commissioners を有し市長並に市會を有するものは少い。Cumberland 市と Frostburg 市の二市のみは委員會制を施行してゐる。支配人制を採用してゐる市は皆無である。

〔マサチューセッツ州〕

分類　市・町の別はあるが市に階級はない。人口一萬五千以上の町は住民の投票により州議會の議決を經れば市

となることが出來る。市は Boston 市を除くほか市民投票によつて左記の諸制度の一を採用することが出來る。

市長市會制　本制度にA型(强力市長型 strong mayor plan)とB型(微力市長型 weak mayor plan)の二種がある。共に市長は市會の一員に非ず、また否認權を有してゐる。之の否認權に對抗する爲には三分の二以上の投票を要すること兩者同じ。但し任命權に關しては兩者に著しい相違がある。

委員會制　委員會は五名の委員を以て構成し、其の任期は二年とす。市長は之の委員會の一員であつて、特に行政委員として指名せられる。

支配人制　この州に於ゐ本制度は支配人制の標準型である。即ち市會は市長とも五人の議員によりて構成せられ一年或は二年毎に全部改選せられる。市長は市會に議席を有し投票權はあるが否認權はない。市會は支配人を任命する。支配人には一定の任期はない。支人は全吏員の任免權を有し之に關して市會に報告する。　(以下次號)